

# 平成29年度 静岡支部事業計画の実施結果について

# 平成29年度 静岡支部 事業実施結果

企画総務グループ

保険運営の企画 ○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

※実施期間については左側:予定・右側:結果

| 事業計画・数値目標  | 具体的実施項目  | 実施期間                | 実施結果  | 実施結果の分析改善  |
|--|--|---------------------|---|--|
| <p>●保険者としての情報発信<br/>「保険者機能強化アクションプラン(第3期)」に基づき、医療に関する情報の収集、分析を県と連携・協働して更に進めるとともに、県をはじめ関係方面(県内市町・他保険者・関係団体等)に積極的に発信し連携に活用する。最終年度となる「保険者機能強化アクションプラン(第3期)」の評価・検証結果を次期保険者機能強化アクションプランに活かすことにより、PDCAサイクルを適切に機能させていく。</p> <p>県政策関係部局や市町に対しても他の医療保険者と連携して提言を行うとともに、地域医療政策の立案に積極的に参加し、協会が収集・分析したデータを活用し、協会の意見を発信していく。また、データヘルス計画の確実な実施や、地域医療の在り方に対する必要な意見発信等を図り地域医療に貢献する。</p> | <p>○協定書を締結している静岡県・静岡市・富土市・島田市・県歯科医師会・県薬剤師会・県社労士会・運輸局静岡支局とデータ分析、健康づくり事業を協働で行うとともに、他の関係団体とも協定を締結し関係方面へ積極的に発信・連携を図る。</p> <p>○保険者協議会・地域医療体制等に係る検討の場に参加し、加入者・事業主の意見を反映した意見発信を行う。</p> <p>○パイロット事業やデータ分析等を各種会議等にて発表し、協会の意見や情報を発信する。</p> | <p>通年</p> <p>通年</p> | <p>○協定を締結している静岡県をはじめとする関係団体と健康経営、健康宣言の普及促進や健康づくりの推進に向け、次の内容について連携し実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所広報誌での事業所取組事例紹介(浜松商工会議所)</li> <li>・健康経営セミナーの実施(浜松商工会議所、三島商工会議所)</li> <li>・全国で初となる地域版日本健康会議を県と連携し開催(静岡県)</li> <li>・医療費適正化、健診受診促進連携会議の実施(静岡市、富士市)</li> <li>・事業所へ向けた健康経営推進会議の実施(浜松市、浜松商工会議所)</li> </ul> <p>○29年度新たに次の関係団体と協定を締結【目的】健康づくりの推進に向けた包括的な連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・袋井市(29.4.25)・三島市(29.5.11)</li> </ul> <p>【目的】健康経営、健康宣言の普及促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡銀行(29.4.27)</li> </ul> <p>しずぎん健康応援定期<br/>取扱実績：743件、1,585百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浜松商工会議所(29.7.7)</li> </ul> <p>健康イベントや研修会を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡商工会議所、東京海上日動火災保険(株)との三者協定(30.3.22)</li> <li>・三島市、三島商工会議所三者協定(30.3.28)</li> </ul> <p>○保険者が積極的に関与すべき会議にて地域医療体制、医療費適正化に関して意見発信した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県国保運営協議会、保険者協議会、静岡県医療審議会、医療費適正化計画検討会、地域医療構想調整会議(参加率：75.0%)</li> </ul> <p>○学会における意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第58日本人間ドック学会学術大会にて「運輸業の業態特性にみるメタボリックシンドロームとの相関」を発表。</li> <li>・第23回日本薬剤疫学会学術大会にて「小児の抗生物質治療における経済性の考察」、「糖尿病治療中断と受療行動における収入との相関」を発表。</li> <li>・第4回協会けんぽ調査研究フォーラムにて「ジェネリック医薬品推進に向けた階層化分析」発表。</li> </ul> | <p>○「保険者機能強化アクションプラン(第3期)」に基づき、医療に関する情報の収集、分析を進め、県をはじめとする関係方面(市町・他保険者・関係団体等)に積極的に情報を発信し連携を図った。</p> <p>○また、県政策関係部局や市町開催の会議、保険者協議会等、地域医療体制等に係る検討の場においても積極的に意見発信を行った。</p> <p>○日本薬剤疫学会学術大会では、保険者として初となる発表に至った。</p> <p>○30年度は「保険者機能強化アクションプラン(第4期)」に基づき、関係団体や事業主とも連携して、加入者の健康の維持・増進を図るため、積極的に情報を発信する。</p> <p>また、保険者協議会や地域の医療提供体制の在り方にも積極的に関与し、効率的かつ無駄のないサービスが提供されるよう働きかけを行い、もって加入者・事業主の利益の実現を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・閣議決定された骨太の方針に医療費適正化対策としてフォーミュラの推進が盛り込まれていることから、全国で先駆けパイロット事業として実施する。</li> <li>・あん摩はり灸マッサージの制度改正による往療料及び診察無同意実態の解析により国保運営協議会、保険者協議会等での保険者間での共有、連携を図る。</li> </ul> <p>○KPI：他の被用者保険との連携を含めた、地域医療構想調整会議への支部参加率を79.8%とする。</p> |

企画総務グループ

保険運営の企画 ○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

| 事業計画・数値目標  | 具体的実施項目   | 実施期間      | 実施結果   | 実施結果の分析改善   |
|--|---|-----------|--|---|
| <p>●事業所コラボヘルスと健康経営の推進<br/>                     県と連携しオール静岡として、事業所と協働し健康づくりの取り組みを推進する(コラボヘルス)ため、加入事業所への健康経営の広報・啓発の実施、きっかけづくりとしての健康宣言事業の企画運営、及び宣言後の事業所が継続的に取り組みを行うことができるようPDCAが機能するよう事業運営を図る。</p> <p>(健康宣言事業所 440件)</p> | <p>・県と連携し、オール静岡として健康経営推進事業である「ふじのくに健康づくり推進事業所」を拡大する。業種団体や商工会議所等関係団体に積極的に働きかけを行い、健康経営の普及を図る。</p> <p>・健康宣言された事業所に対し、振り返りシートや事業所チャートを送付し、取組みの継続や修正等引き続きフォローすることにより、PDCAを機能させる。</p> | <p>通年</p> | <p>○ふじのくに健康事業所応援キャンペーン<br/>                     マスメディアを活用し、新聞、テレビでの健康宣言事業の普及を図った。</p> <p>○健康宣言エントリー事業所数<br/>                     827件(30.3月末) 対前年+386件</p> <p>○新規に協定を締結した商工会議所や損保会社を通じて健康経営の普及を図った。</p> <p>○健康はままつ21推進会議にて健康経営に関する事業の説明と、健康経営に取り組む事業所の事例紹介した。(30.2)</p> <p>○健康宣言後、振り返りシートや事業所チャートを健康宣言事業所へ送付した。</p> <p>○健康づくり活動における知事褒賞制度において6/11社を協会けんぽより推薦し、同推薦社が受賞。</p> <p>○経産省健康経営優良法人認定の推進のため健康宣言全社へ同制度の案内を送付。記載のポイント等を個別にアドバイスし、全国4位(34社)の認定数に至った。</p> | <p>○健康宣言事業所数は目標を達成した。また、健康宣言事業所の取組み事例をテレビや新聞等で紹介し、県内に健康経営の浸透を図った。</p> <p>○30年度についても、健康宣言事業所の更なる拡大を図るとともに、取組みの質を向上させる観点から、健康宣言事業所に対するフォローアップを強化し、事業所ごとの健康度の改善度合いをデータとして提供する。</p> <p>○日本健康会議の行う健康経営優良法人認定における取得事業所の延伸を図る。</p> |

企画総務グループ

保険運営の企画 ○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

| 事業計画・数値目標   | 具体的実施項目  | 実施期間      | 実施結果  | 実施結果の分析改善  |
|---|--|-----------|---|--|
| <p>●広報の推進<br/>加入者および事業主に対し、当協会事業について広く周知するため、広報紙やホームページ、メールマガジンを充実させる。さらに、協会の発信力を広げるため、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。<br/>県・市町や関係団体が行う健康セミナー等事業において、協会の取組に合致するものに対して、積極的に共同開催し、協会の存在感、協会の取組を示す。</p> <p>(メールマガジン登録件数 5,800件)</p> | <p>・毎月1回広報紙を作成し、年金事務所の納入告知書に同封のうえ送付する。<br/>・ホームページの活用や毎月定期的にメールマガジンを配信するなど、随時最新情報を発信するとともに、新規登録件数を増加させる。<br/>・県・市町・関係団体・マスメディアと連携・共催し積極的に発信を行う。<br/>・各種事業において、協会の取組みに合致するものに対し共催・後援として参画、協会の存在をアピールする。</p> | <p>通年</p> | <p>通年</p> <p>○広報紙「けんぽ便り」全事業所へ送付(月1回)</p> <p>○「けんぽ便り(電子版)」を配信(30/3より開始)</p> <p>○メールマガジンを配信(月1回)<br/>・メルマガ登録件数:9,948件(30.3月末)<br/>対前年+4,578件</p> <p>○各種事業、イベントの共催、後援<br/>・県民健康セミナー(静岡県病院協会)<br/>・社会保険いきいきウォーク(社会保険協会)<br/>・健康日本21推進袋井大会(袋井市)</p> <p>○医療関係者向け専門誌による取材<br/>薬事日報にてパイロットの事業の記事取り上げ<br/>・「協会けんぽ静岡支部が全国初となる薬局への働きかけ」(平成29年9月)<br/>・「全国初となる薬局への取り組み」(平成30年新年特別号特集)</p> <p>日経ドラッグインフォーメーションでのパイロット事業の記事取り上げ<br/>・「後発医薬品促進のあの手この手」(平成29年10月)</p> | <p>○広報紙、研修会等を通じて、健康保険制度や健康づくり事業等を事業主や加入者に周知した。</p> <p>○メルマガ登録者数の目標を大きく上回り達成した。<br/>総件数 全国第3位<br/>H29新規登録件数全国1位<br/>本部目標達成率1346%</p> <p>○30年度についても、毎月の広報紙、メルマガ、けんぽ便り(電子版)、イベント共催や後援等を通じて、事業主、加入者へ協会事業の周知を図る。</p> <p>○KPI:30年度広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする</p> <p>○パイロット事業を始めとする協会けんぽの取り組みを新聞等一般加入者向けのメディアをはじめ、医療関係者にも広く訴求するため、医療系専門誌等への発信も強化していく。</p> |

企画総務グループ

保険運営の企画 ○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

| 事業計画・数値目標   | 具体的実施項目  | 実施期間      | 実施結果   | 実施結果の分析改善   |
|---|--|-----------|--|---|
| <p>●健康保険委員の活動強化<br/>健康保険委員は、事業主・加入者からの相談への対応や健康保険事業への意見発信により健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただいている。健康保険委員への研修や広報活動等を通じて、健康保険事業に対する理解の促進等を行い、健康保険活動の支援を行う。<br/>また、健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して、健康保険委員表彰を実施するとともに、委嘱者数のさらなる拡大を図る。<br/>(委嘱者 4,000人)</p> | <p>・県内各地域における研修会の開催、健康保険委員への広報紙の作成、各種事業の開催により、制度の周知や健康保険事務に対する知識向上を図る。また健康宣言事業所へのエントリーを促し、事業所の健康づくりを推進していただくサポートをする。</p> <p>・年金機構と合同の健康保険委員表彰を実施するとともに、委嘱者数を増やすために階層別勧奨等を行う。</p> | <p>通年</p> | <p>○健康保険委員数(30.3月末)<br/>9,409人(対前年: +5,975人)</p> <p>○全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合 45.7%</p> <p>○健康保険委員研修会の開催(29/11~12)<br/>県内9会場で実施 参加者:1,000人程度<br/>第1部:健康保険の給付について(支部職員)<br/>第2部:「働き方改革について」、「中小企業に有利な助成金制度について」(静岡労働局)</p> <p>○健康保険委員表彰式の開催(H29/11)<br/>・理事長表彰:4人 ・静岡支部長表彰:16人<br/>・講演「薬局との上手な付き合い方」(静岡県薬剤師会)</p> <p>○健康保険委員向け広報紙「健康保険委員だより」を送付(30.2、3)</p> <p>○沼津商工会議所の健康経営セミナーを健康保険委員へ案内し、健康宣言事業について講演した。(30/3)</p> | <p>○健康保険委員委嘱者数は目標を大きく上回り達成した。<br/>登録総数 全国第2位(前年度末6位)<br/>(伸び率は全国1位)</p> <p>○30年度についても健康保険委員の委嘱勧奨を効果的、効率的に行い委嘱者数の増加を目指す。</p> <p>○健康保険委員活動の活性化を図るため、広報紙の発行、研修会を開催し、健康保険事業に対する理解の促進等を行う。</p> <p>○広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、健康保険委員を対象とした理解度アンケートを実施し、広報活動に反映させる。</p> <p>○KPI:30年度全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を49.0%以上とする。</p> |

保険運営の企画 ○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

| 事業計画・数値目標  | 具体的実施項目   | 実施期間      | 実施結果  | 実施結果の分析改善  |
|--|---|-----------|---|--|
| <p>●ジェネリック医薬品の更なる使用促進<br/>                     国の施策を踏まえ、ジェネリック医薬品自己負担軽減額の通知サービス、ジェネリック医薬品希望保険証ケースの配布、ホームページ等により使用のメリットに関して周知し、使用の促進を図る。また、花粉症アレルギー疾患の対象者にジェネリック医薬品使用促進チラシを送付するとともに、医療機関や調剤薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、医療機関及び薬局関係者への働きかけを実施する。(ジェネリック医薬品使用割合75%)</p> | <p>・広報紙、メールマガジン、各種事業でのチラシ配布等により、ジェネリック医薬品の周知、普及を図る。<br/>                     ・パイロット事業として、医療機関向け「ジェネリック通知」の送付と薬局・医療機関訪問を実施する。<br/>                     ・花粉症等アレルギー疾患の対象者にジェネリック医薬品使用促進チラシを送付し、結果分析・効果測定を行う。<br/>                     ・市・郡市薬剤師会と意見交換会を実施し、地域におけるジェネリック普及を図る。</p> | <p>通年</p> | <p>○ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)<br/>                     30/2 静岡支部：75.9% 全国平均：74.6%</p> <p>○ジェネリック医薬品軽減額通知<br/>                     (29/8、30/2月)<br/>                     ・29.8月送付件数：97,779件<br/>                     ・静岡支部切替率：27.7% (全国平均27.4%)<br/>                     ・軽減効果額 42,599,234円</p> <p>○花粉症にかかるジェネリック医薬品使用促進通知(30/1)<br/>                     14,578件送付 切り替え率37.2%</p> <p>○日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会において研究発表(29/5)<br/>                     ・第11回学術大会にて保険者の立場で現状課題を学会理事より発表した。</p> <p>○平成30年度診療報酬改定の概要とジェネリック医薬品使用促進セミナーの開催(30/2)</p> <p>○28年度以降全国で実施となった薬局向け情報提供ツールを県内1800薬局へ送付</p> <p>○大規模医療機関と門前薬局双方へ、ジェネリック医薬品推進に影響度の高い薬剤を分析し、個別に情報発信(30/3)</p> | <p>○ジェネリック医薬品使用割合はKPIを上回る高い目標を設定し達成した。(29年度末KPI 73.4%)</p> <p>○30年度は、次の事業を展開しジェネリック医薬品の使用促進を図る。<br/>                     ・県内医療機関、薬局向けに、支部の医薬品実績の情報提供を行い、使用頻度の高い後発品を数量実績と共に示すとともに、自機関の立ち位置等の情報を提供し、使用割合の向上を図る。<br/>                     ・パイロット事業として、薬局と連携し、処方箋受付時に即時にジェネリックに切り替えた場合の試算を提示し、切り替えの機会を創出するとともに、薬局より回収する結果から、切り替え誘因となる金額の境界ラインを解析する。<br/>                     ・ジェネリックカルテを活用した自治体、市薬剤師会等への働きかけ</p> <p>○KPI：ジェネリック医薬品使用割合を76.3%とする。</p> |

**保険運営の企画** ○組織の適切な運営

| 事業計画・数値目標  | 具体的実施項目   | 実施期間 |    | 実施結果   | 実施結果の分析改善  |
|--|---|------|----|--|--|
| 6<br>●運営体制の強化<br>組織体制の検証を随時実施し、支部内のグループ間連携を強化するとともに、必要に応じ見直しを行い運営体制の強化を図る。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同業務委託、事業計画の進捗状況に応じて組織体制の検証を実施し、体制の見直しと組織強化を図る。</li> <li>・月曜会等で他グループの事業内容や進捗状況を共有し、グループ間の連携を強化する。</li> </ul>                                    | 通年   | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○戦略的保険者機能の発揮のための人材育成を行い、標準人員に基づく人員配置を実施し、業務処理の在り方の見直しに伴う生産性の向上も見据えた支部運営を行った。</li> <li>○月曜会等で他グループの事業内容や進捗状況を共有したことで、グループ間で連携、協力できる環境を整えることができた。</li> </ul>  | ○第4期アクションプランの実現に向け示された ①基盤的保険者機能、②戦略的保険者機能、③組織体制の強化の3つについて、それぞれ目的・目標の達成に向け、運営体制を強化する。  |
| 7<br>●コンプライアンス、個人情報保護、情報セキュリティの徹底<br>打合せ会、研修会を通じ遵守を徹底する。<br>各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス委員会、個人情報保護委員会の開催及び各種研修会を定期的実施する。また協会が取り扱う個人情報の重要性を全職員が認識し、日々のチェックを確実にし、事故発生防止に努める。</li> </ul>   | 通年   | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○コンプライアンス委員会、個人情報保護委員会をそれぞれ年2回開催した。</li> <li>その他、次の研修会を開催し、職員の意識の高揚を図った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハラスメント防止</li> <li>・情報セキュリティ</li> <li>・個人情報保護</li> <li>・コンプライアンス</li> <li>・ハラスメント</li> <li>・接遇</li> </ul> </li> </ul> | ○コンプライアンス、個人情報保護、情報セキュリティに関して、引き続き、打合せ会や研修会を通じて法令遵守を徹底する。<br>○個人情報を取り扱う業務を委託する場合においても、契約内容を遵守させることや中間検査の実施等、個人情報の漏えい等を発生させないための適切な対応を図る。 |
| 8<br>●人材育成の推進<br>平成28年度に導入した新たな人事制度の運用・活用を通じて、協会を支える人材を育成する。新人事制度における役割等級制度の浸透を図り、各職員が職責に応じた役割定義を理解しその役割を果たすことを徹底する。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事制度改定による、役割等級制度、人事評価制度、人材育成制度、給与制度の連携について、職員一人ひとりが改定趣旨を理解し、当事者として運用していくよう面談等を通じ浸透させる。</li> <li>・本部必須の職員研修のほか、支部内外講師による独自の職員研修を実施する。</li> </ul> | 通年   | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○保険者機能強化、組織基盤強化のための人材育成を目的に、次の勉強会を開催した。</li> <li>・国民健康保険制度改革の概要等と協会けんぽの役割について(講師:支部長)</li> <li>・業務部の山崩し事務処理体制の移行に向けた研修会(講師:業務部担当者)</li> <li>・電話対応研修会(講師:外部講師)・・・等</li> </ul>  | ○支部の課題解決や組織力強化及び支部の実情を踏まえた職員のスキルアップを目的とした勉強会を通じて、保険者機能強化、組織基盤強化のための人材育成を引き続き推進する。  |

企画総務グループ

保険運営の企画 ○組織の適切な運営

| 事業計画・数値目標 |  | 具体的実施項目   |  | 実施期間 |    | 実施結果   |  | 実施結果の分析改善   |  |
|-----------|--|---|--|------|----|--|--|---|--|
| 9         | ●人材育成の推進<br>コミュニケーションを強化し、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ風通しの良い組織風土・文化の更なる定着を図る。  | ・支部活性化プロジェクト会議を活用し、スタッフの意見や提案を積極的に発信する雰囲気醸成し、またその声を組織に取り入れる風土を作る。                           |  | 通年   | 通年 | ○支部活性化プロジェクトチームからの次の改善提案を受け、支部で実施した。<br>・事務処理誤りゼロ月間中の啓発活動(ポスターの掲載、朝会での周知、デスクトップ表示)<br>・健康保険クイズのまとめ作成<br>・昼休みにおける電話当番表の作成・・・等 |  | ○支部活性化プロジェクトチームからの提案は必ず実施することとし、今後も若手職員からの提案を尊重していく。                      |  |
| 10        | ●人材育成の推進<br>「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々業務遂行を通じて「職場で育てる」という組織風土を醸成する。   | ・各階層における研修計画、ジョブローテーションを行いながら、支部基盤の人材育成を進める。また新規採用職員のOJT研修を通じ新人および現職員両者の成長を促す。              |  | 通年   | 通年 | ○新規採用者(H29.4採用)2名に対しては6か月間に渡りOJT研修を実施した。<br><br>○支部職員全員に対しては、様々な研修会、勉強会を通じて、組織基盤の底上げと組織全体の意識の統一等を図った。                        |  | ○今年度の新規採用者2名に対してもOJT研修を6か月間実施し、業務の全体像の把握や社会人・組織人としての基盤形成を中心とした育成を支部全体で行う。 |  |
| 11        | ●業務改革・改善の推進<br>事務処理誤り防止に向け、事務処理手順書を遵守するとともに、効率的なチェック体制等の徹底により事務処理誤りの発生を防止する。   | ・過去に発生した事務処理誤りの案件の検証、再発防止策を徹底する。また発生した事故については全職員が情報共有する。                                    |  | 通年   | 通年 | ○事務処理誤発生件数:0件(対前年:-1件)<br><br>○12月～2月までの期間を「事務処理誤りゼロ月間」とし、ポスターの掲載、朝会での周知等を実施し、チェック体制を徹底した。                                   |  | ○職員一人一人が事務処理誤りを発生させないことを意識したチェック体制を引き続き強化する。                              |  |
| 12        | ●業務改革・改善の推進<br>支部活性化プロジェクト会議を開催し、加入者の利便性及びサービスレベルアップへ向け現状業務の更なる効率化に努め改善を図る。また、業務のアウトソース推進により、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。 | ・支部活性化プロジェクト会議での提案を実行し、業務効率化及び業務改善を図る。<br><br>・全職員による事業所訪問を行い、加入者との距離を縮めるとともに、職員のスキルアップを図る。 |  | 通年   | 通年 | ○支部活性化プロジェクトチームからの提案を実行し、事務処理誤防止の意識付けが図れた。<br><br>○健康宣言事業所への訪問や健康保険委員研修会を通じてお客様と接することで、加入者との距離が縮まり、職員のスキルアップへ繋がった。           |  | ○加入者の目線での利便性及びサービスレベルの向上を目的とした業務改善を推進する。<br>特に電話対応については、スキルアップを図る。        |  |



企画総務グループ

保険運営の企画 ○経費の削減

| 事業計画・数値目標   | 具体的実施項目  | 実施期間      |           | 実施結果   | 実施結果の分析改善  |
|---|--|-----------|-----------|--|--|
| <p>●競争入札等の実施</p> <p>・調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページに調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。</p> <p>・予定価格100万円を超える契約について、一般競争入札を実施する。</p> | <p>・予定価格100万円を超える契約について、一般競争入札を実施する。また調達公告からその結果までをホームページ等で情報公開し、公平性・透明性を維持確保する。</p> | <p>通年</p> | <p>通年</p> | <p>○一般競争入札：8件(対前年：+1件)<br/>(予定価格100万円を超える契約)</p> <p>○調達公告や入札結果は支部ホームページに掲載した。</p>  | <p>○調達における競争性を高めるため、引き続き、ホームページ等での情報公開や公告後の複数事業者への呼びかけを行い、公平性・透明性の維持に努める。</p>  |
| <p>●適切な在庫管理</p> <p>物品(備品、消耗品)等の払い出し、在庫状況を常に把握し適切な在庫管理を行う。</p>   | <p>・全職員へコスト意識を徹底させ、無駄を排除する。</p> <p>・物品(備品・消耗品)等の払出・在庫状況等を常に把握し適切な在庫管理を行う。</p>        | <p>通年</p> | <p>通年</p> | <p>○物品(備品、消耗品)：対前年+137,331円<br/>(H28:1,138,364円 ⇒ H29:1,275,695円)</p> <p>物品の在庫管理簿により在庫状況を常に把握し管理した。</p>                              | <p>○機器の劣化による故障等に伴う部品交換等により増加したことが要因となった。</p> <p>引き続き、物品管理簿による在庫管理の徹底とリサイクルの活用を推進する。</p>  |
| <p>●エネルギー消費の無駄などの削減</p> <p>業務上支障のない消灯及び室温管理の徹底等、電力消費の軽減を実施する。</p>   | <p>・クールビズやウォームビズを周知し、職員の間でコスト意識の向上を図る。</p> <p>・適切な室温管理に努める。</p>                      | <p>通年</p> | <p>通年</p> | <p>○電気料金：対前年 + 21,593円</p> <p>・クールビズやウォームビズの周知のほか、毎月の電気料金を見える化し、職場内に掲示することで職員のコスト削減意識の向上を図った。</p> <p>・毎週月、水、金をノー残業デーとし、経費削減を図った。</p> | <p>○夏季(7~9月)電気料金：-20,723円(対前年)</p> <p>○冬季(1~3月)電気料金：+50,853円(対前年)</p> <p>この結果を踏まえ、電気料金の削減に向けて、職員の更なる削減意識の向上を図るため、職場内での周知を徹底する。</p> |

業務第1グループ

健康保険給付等 ○サービス向上のための取組

| 事業計画・数値目標  | 具体的実施項目   | 実施期間 |    | 実施結果   | 実施結果の分析改善   |
|--|---|------|----|--|---|
| 1 ●サービススタンダードの遵守<br>傷病手当金等の現金給付の支給申請については、返戻・照会分を除き、受付から支払(振込)までに要するサービススタンダード(10営業日以内)を定め、その状況を適切に管理し、着実な支給を行う。 | 迅速な受付、審査を実施しサービススタンダード100%達成を維持する。端末操作により進捗状況の確認、管理を日々確実に実施。<br>返戻内容の丁寧な説明を心がけ、再返戻することのないようにする。<br>長期返戻中の申請書については催促文書を送付するなど、申請漏れ防止を図る。 | 通年   | 通年 | サービススタンダード(10日以内)を確実に実施するため、日々の進捗状況確認の実施。<br><br>返戻内容の丁寧な説明を心掛け、再返戻することの無いよう心掛け、また長期返戻中の書類について催告文書を送付し、申請漏れ防止を図った。 | 今後もサービススタンダード100%達成を維持し、迅速、正確な書類審査に努めるとともに、引き続き、処理遅延が発生しないよう日々の進捗管理を強化していく。 |

健康保険給付等 ○医療費適正化のさらなる推進

| 事業計画・数値目標  | 具体的実施項目   | 実施期間 |    | 実施結果   | 実施結果の分析改善   |
|--|---|------|----|--|---|
| 2 ●柔道整復施術療養費の照会業務の強化<br>柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月に15日以上)の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。<br>また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。<br>(3部位+15日以上の申請書件数を目標に患者照会を実施する) | 照会対象の選定<br>・3部位+15日以上の申請書は確実に実施し、2部位以上+20日以上、3部位+10日以上、15日以上+3ヶ月についても実施する。<br>・柔整審査会で指摘のあった施術所について施術所単位で照会を実施する。(3部位の多い施術所、施術日数の多い施術所)<br>・審査委員から照会対象とすべき施術所の情報提供のあったものについても実施する。(広告規制違反等)<br><br>適正受診の推進<br>・健康保険を使用した柔道整復療養のかかり方について、広報誌やHPを活用し周知を図る。<br>・不正請求の疑いのある申請については厚生局へ情報提供を行う。 | 通年   | 通年 | 主に3部位以上かつ15日以上以上の施術を受けている受療者、2部位以上かつ20日以上、3部位かつ10日以上及び施術所に対し照会文書送付。<br><br>3部位以上かつ15日以上以上の請求件数<br>2,423件<br>(対前年比 32件)<br>本人照会件数 18,045件<br>(対前年比+5,977件)<br>照会率 744.7%<br>(対前年比 +240.0%)<br>総支給金額1,257,069,042円<br>(対前年比-39,824,030円) | 昨年度と比べ、照会件数を大幅に増やしたことにより、3部位以上請求件数、15日以上以上の請求は微増したが、請求総額が減少している。今年度についても、多部位、多受診を対象に照会をさらに強化し適正化に努めていきたい。 |

業務第1グループ

健康保険給付等 ○現金給付の審査強化

| 事業計画・数値目標  | 具体的実施項目   | 実施期間      |           | 実施結果   | 実施結果の分析改善   |
|--|---|-----------|-----------|--|---|
| <p>●傷病手当金・出産手当金の審査の強化<br/>傷病手当金、出産手当金の申請のうち、標準報酬月額が83万円以上である申請について重点的に審査を行う。審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断し、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。(定期開催年2回 その他随時開催)</p> | <p>適正化会議<br/>健康保険給付の審査等において不正請求の疑いの生じた案件について適正な対応による早期解決を目的に開催する。<br/>・随時会議<br/>事案が発生した場合は対応策の検討のため、進捗状況の確認及び今後の対応を協議。<br/>・定期会議<br/>統一的な取り組みを行うため1月、7月に開催し情報交換及び今後の対応方針等を協議。</p> <p>立入調査<br/>適正化会議における議論を経て実施する。<br/>・標準報酬月額83万円以上の加入者からの申請<br/>・資格取得日から90日以内の支給決定のもの。</p> | <p>通年</p> | <p>通年</p> | <p>審査過程で疑義のあるものについて保険給付適正化プロジェクト会議を開催し立入調査を実施。<br/>立入調査件数 7件<br/>内訳 傷病手当金5件、出産手当金2件<br/>・報酬の疑義に関するもの・・・2件<br/>・資格取得間もない申請・・・4件<br/>・議事録添付申請の事後調査(標準報酬83万円以上:役員報酬)・・・1件<br/>指摘事業所 1件 報酬支給確認1件(全額返納)</p> | <p>次年度も引き続き<br/>①標準報酬月額が83万円以上の加入者からの申請<br/>②資格取得日から90日以内の申請<br/>③議事録添付申請についての事後調査<br/>を主体に審査を強化する。</p> |
| <p>●療養費の適正化<br/>はり、きゅう、あんまマッサージ施術に係る療養費申請における頻回施術、往療料の算定及び医師による治療との併給等について、必要に応じて施術所、同意医師及び患者等への照会を行い適正化に努める。(昨年度を上回る照会件数)</p>   | <p>適正な給付のため、申請自体の適正化と申請後の書面審査上の疑義に対する調査業務を強化する。<br/>・請求内容に疑義の生じたものは、必要に応じ、施術所・同意医師・被保険者等へ照会を行い、適正な給付を行う。<br/>・照会時のパンフレット同封、広報誌・HP・メルマガ等による広報。被保険者に対し正しい健康保険のかかり方を周知する。</p>  | <p>通年</p> | <p>通年</p> | <p>頻回施術、往療料の算定及び医師による治療との併給について、同意医師、施術所、本人へ照会実施。<br/>照会件数 81件(対前年比 -81件)<br/>不支給件数<br/>全部不支給39件、一部不支給21件</p>  | <p>今後も、レセプトとの突合を実施することで治療との併給についての確認を徹底するとともに、施術所、同意医師及び患者等への照会の強化を図り適正化に努める。</p>                       |

## 業務第2グループ

## 健康保険給付等 ○サービス向上のための取組み

| 事業計画・数値目標  | 具体的実施項目  | 実施期間 |    | 実施結果   | 実施結果の分析改善  |
|--|--|------|----|--|--|
| <p>1 ●お客様満足度向上のための取組加入者等のご意見、要望等について迅速かつ正確に対応しさらなるサービスの改善に結びつける。</p> <p>また、加入者の目線に立った対応が出来るよう職員一人一人のスキルを高めることで、サービスの質の向上を図る。</p> <p>お客様満足度<br/>窓口：100%<br/>電話：60%<br/>(全国平均)</p> | <p>・お客様からの意見や要望に対して可能な限り速やかに対応していく。</p> <p>①窓口意見箱の設置。②窓口担当者からの日々の報告内容の確認。</p> <p>・職員研修の実施、朝会での電話対応における基本フレーズの復唱により、職員全員がお客様への対応スキルを身につけることで、お客様満足度の向上を図る。</p> <p>・お客様からの相談に対しては適切にご案内できるよう勉強会の機会を設けるなど支部内での取り組みを実施することで協会職員としての知識の向上を図る。</p> | 通年   | 通年 | <p>平成29年度調査結果<br/>(静岡支部)</p> <p>窓口：100%(平成28年度：98.3%)<br/>架電：57.5%(平成28年度：52.5%)<br/>(全国)</p> <p>窓口：97.6%(平成28年度：97.4%)<br/>架電：60.1%(平成28年度：59.9%)</p> <p>○朝会での電話対応基本フレーズの唱和、月1回の電話チェックシートによるチェックを実施。また、接客に対する職員研修の実施。</p> | <p>架電に関しては、全国平均を下回っており、支部全体で電話対応の向上を図るための「CS向上委員会」を継続して行い、支部職員全員がサービスの向上を意識するよう図る。</p> <p>また、前年度とは異なるチェック方法を取り入れることで、より効果的な向上対策を図っていく。</p> |
| <p>2 ●限度額適用認定証の利用促進加入者の医療機関等での窓口負担を軽減するため、限度額適用認定証の利用促進を図る。</p> <p>また、高額療養費の未申請者に対してターンアラウンドによる申請勧奨を推進する。</p>  | <p>・制度周知のための広報の実施。</p> <p>・限度額適用認定申請書を医療機関の窓口等に設置いただけるよう県内の医療機関に対して協力を求め、患者様に制度のご案内と申請書配付をお願いすることで利用者数の向上を図る。</p> <p>・高額療養費制度をご存じなく請求がされていない加入者様に対して受診後6ヶ月以内に勧奨を実施する。</p>  | 通年   | 通年 | <p>・限度額適用認定申請書とチラシ、返信用封筒がセットされた、「限度額セット」を作成し、県内有床医療機関に設置を促す勧奨を実施。</p> <p>・高額療養費制度をご存知なく未申請の方に対して、6ヶ月後の勧奨を実施。</p> <p>平成29年度申請勧奨件数 17,997件</p>   | <p>・限度額適用認定証の利用状況は横ばいの状況であるため、引き続き医療機関での案内への協力依頼を行うとともに、自治体に対し認定証利用の案内についての依頼を行っていく。</p> <p>・引き続き、高額療養費の未申請者に対する申請勧奨を行っていく。</p>            |
| <p>3 ●マイナンバー制度導入の周知マイナンバー制度導入による、任意継続申請書・新様式の周知を図り、書類不備による返戻等を防止する。</p>  | <p>・制度周知のための広報を実施する。</p> <p>・任継移行者の多い事業所に赴いて、説明会による周知を図る。</p> <p>・制度周知のチラシ作成および新様式を積極的に配布する。</p>   | 通年   | 通年 | <p>・各種申請書の記入例にマイナンバーに関する記述はあるが、継続して提出のある書類以外については不備となる書類が多い。</p>   | <p>・電話による用紙送付依頼を受けた際に注意点としての案内を徹底する事や、各種広報等で周知を図る。</p>   |

業務第2グループ

健康保険給付等 ○医療費適正化のさらなる推進

| 事業計画・数値目標  | 具体的実施項目  | 実施期間      |           | 実施結果   | 実施結果の分析改善   |
|--|--|-----------|-----------|--|---|
| <p>4 ●被扶養者資格の再確認<br/>高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的に、被扶養者資格の再確認業務を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得て的確に実施する。</p> <p>提出率:90%</p> | <p>・早期提出に向けた広報を実施する。<br/>・未提出事業所に対して電話等による督促を実施する。(提出期限に間に合うよう早期実施)<br/>・提出された書類の迅速な処理を行う。</p> | 6~<br>10月 | 6~<br>10月 | <p>平成29年度実施結果<br/>(静岡支部)<br/>対象:36,280事業所、184,892人<br/>提出:31,419事業所、削除:1,610人<br/>(全国)<br/>対象:1,263,914事業所、7,381,647人<br/>提出:1,094,139事業所、削除:75,685人<br/>効果額:約18億円</p> | <p>提出率については、前年度(87.25%)を上回る89.21%であったが、目標数値(90%)にはとどかなかった。全国平均の提出率が86.57%であるので、現在の水準を落とすことなく今後も提出率向上を図っていく。</p> |
| <p>5 ●任意継続被保険者の取消し者に対する証返納督促<br/>任意継続取消者全員に対し、迅速な電話督促を行い、証回収を促す。(債権発生抑止)</p> <p>架電率 100%</p>                                       | <p>・任継取消者に対し、早期に架電による接触を行い、保険証の回収および制度の周知を図り、無資格状態での保険証使用を防ぐ。(取消通知発送後、3日後を目安に架電)</p>           | 通年        | 通年        | <p>任継取消者並びに喪失者の保険証未回収者に対し、電話督促を実施。<br/>平成29年度・・・455件</p>   | <p>引き続き、無資格受診を防ぐために、迅速な電話督促を実施する。</p>   |

レセプトグループ

健康保険給付等 ○効果的なレセプト点検等の推進

| 事業計画・数値目標   | 具体的実施項目  | 実施期間 |    | 実施結果  | 実施結果の分析改善  |
|---|--|------|----|---|--|
| 1 ●効果的なレセプト点検の推進<br>医療費の適正化を図るため、資格・外傷・内容点検の各点検を適切に実施する。                  | 医療機関から提出(請求)されるレセプトについて、加入記録の有無等を確認する資格点検、第三者行為による傷病でないかを確認する外傷点検、診療内容等が保険診療として適正であるかを確認する内容点検を適切に実施することで、各点検における効果額の向上を目指し、医療費の適正化に努める。                     | 通年   | 通年 | H29年度資格点検効果額:1000円(H28:956円)<br>H29年度外傷点検効果額:207円(H28:192円)<br>H29年度内容点検効果額:129円(H28:148円)<br>医療費適正化に向け、各チームで効果額向上を目指した結果、資格・外傷点検については昨年度より効果額がアップした。 | 資格・外傷点検については効果額の向上を目指し、目標を立て業務を行った結果、加入者1人当たりの効果額を昨年度より上げることができ、医療費の適正化につながられた。  |
| 2 ●効果的なレセプト点検の推進<br>内容点検の効果額向上のための行動計画書を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。          | 本部より示された基本方針に基づき、内容点検の効果額向上のための計画書を策定し確実に実行していく。具体的には、自動点検等システムを活用した効率的な点検の実施。支部内での研修やミーティングにおいて過去の査定事例の集約や分析を行うとともに、情報の共有化により点検技術の底上げと平準化を図ることで、効果額の向上に繋げる。 | 通年   | 通年 | 本部より示された基本方針に基づき、内容点検の効果額向上のための行動計画書を策定し実行したが、結果として昨年度より加入者1人当たりの効果額は▲19円であった。  | 自動点検等システムを活用して効率的な点検を目指したが、平成29年度はベテラン・中堅のレセプト点検員の退職が相次ぎ点検効果額を上げることが困難であった。(平成29年度中の退職者6名)<br>今後は新人の育成とシステムを活用した点検の更なる向上を目指し、マンパワー不足の改善を図っていきたい。 |
| 3 ●効果的なレセプト点検の推進<br>内容点検業務の一部について外部委託を実施し、内容点検を充実させることで、レセプト点検の質を一層向上させる。 | レセプトの一部(全体の20%)を外部委託する。<br>外部委託の点検業者が行った点検結果を分析することで、効果的な点検に繋げていく。<br>点検員が点検業者のノウハウを取得し活用することおよび点検業者との競争心を煽ることで点検員の意識向上と全体のスキルアップを目指す。                       | 通年   | 通年 | H29年度の委託結果は下記のとおり。<br>再審査請求件数: 30,665件<br>査定額: 16,367,120円  | 点検員が減少しマンパワー不足で苦しい体制の中、全体の20%の点検を業者委託できたことは大きかった。<br>また、業者の点検結果を検証することで、点検員のスキルアップにもつなげられた。<br>今後も、業者の点検結果を検証しながら、全体のスキルアップを図り、医療費適正化を図りたい。      |

レセプトグループ

健康保険給付等 ○債権の発生防止のための保険証の回収強化

| 事業計画・数値目標  | 具体的実施項目   | 実施期間      |           | 実施結果   | 実施結果の分析改善  |
|--|---|-----------|-----------|--|--|
| <p>4 ●債権の発生防止のための保険証の回収強化<br/>資格喪失者にかかる未回収保険証について、文書や電話による回収催告を早期に実施する。</p>  | <p>資格喪失後においても保険証の返却がされない加入者に対して、速やかに回収催告を実施することで、資格喪失後受診の抑制に努める。具体的には、日本年金機構で資格喪失処理が行われた日から概ね2週間以内を目途に一次催告の文書を送付。その後においても返却がない場合は、二次催告の文書送付および電話による催告を実施することで、保険証の早期回収に努める。</p> | <p>通年</p> | <p>通年</p> | <p>アウトソースを活用し、日本年金機構で資格喪失処理後、協会けんぽによる2週間以内の一次催告文書の送付を実施。その後、二次催告の文書送付、電話催告も計画通り実施できた。</p>                        | <p>保険証回収に関しては、早期回収のために2週間以内での催告文書送付を実施することができた。<br/>しかしながら平成30年3月以降、日本年金機構のシステム変更に伴い、日本年金機構での保険証回収登録等のトラブルが発生。その影響を受け、なかなか思うように催告することができなくなっている。</p> |
| <p>5 ●債権の発生防止のための保険証の回収強化<br/>事業主や加入者に対して資格喪失後(被扶養者削除後)は保険証を確実に返却していただくよう、広報媒体や健康保険委員研修会を通じて周知を行う。<br/>併せて保険証未回収が多い事業所に対しては積極的な広報を行うことで周知を図っていく。</p> | <p>資格喪失後の保険証回収を確実にを行うため、事業主や加入者に対する広報を適宜実施していく。また、保険証の回収率が低い事業所に対しては文書や電話による周知のほか、直接事業所へ赴き保険証回収の協力依頼を行う。</p>  | <p>通年</p> | <p>通年</p> | <p>保険証回収を確実にを行うため、協会けんぽの広報誌「けんぽ便り」(4月号)に、保険証の適正使用に関する記事を掲載し周知を図った。<br/>また、回収率の低い事業所に対して、文書による個別周知を行った。(151件)</p> | <p>資格喪失後受診による債権の発生を防ぐには、退職後の保険証回収を確実に実施する必要があるため、今後もあらゆる機会を通して周知を行っていく。</p>  |

レセプトグループ

健康保険給付等 ○積極的な債権管理回収業務の推進

| 事業計画・数値目標  | 具体的実施項目  | 実施期間             | 実施結果   | 実施結果の分析改善   |
|--|--|------------------|--|---|
| <p>6 ●積極的な債権管理・回収業務の推進<br/>資格喪失等により無効となった保険証を不適正に使用された医療費等について、債権の早期回収に努める。<br/>また、国保加入者においては、保険者間調整を積極的に活用することで確実な債権回収に努める。</p>     | <p>資格喪失後の受診等により返納金が発生した被保険者(債務者)に対しては、文書や電話による催告を速やかに実施する。再三の催告に対しても返納の意思を示さない債務者に対しては法的手続きを実施することで債権回収に努める。<br/>資格喪失後に国保加入が確認できた場合には、保険者間調整を活用することで確実な債権回収に努める。保険者間調整については、積極的に活用できるよう債務者への案内も実施する。</p> | <p>通年<br/>通年</p> | <p>平成29年度の返納金現年度回収率は、件数・金額ともに平成28年度を上回った。また、保険者間調整による回収実績と法的手続き実施件数、回収金額も、平成28年度を上回った。<br/>・新規発生債権回収率<br/>件数: 74.17% (H28: 71.65%)<br/>金額: 76.26% (H28: 63.15%)<br/>・保険者間調整による回収実績<br/>件数 71件 (H28: 33件)<br/>金額 19,441,580円 (H28: 17,998,446円)<br/>・法的手続き実績<br/>件数 102件 (H28: 54件)<br/>金額 1,786,399円 (H28: 750,066円)</p> | <p>高額債権については初回通知前に、架電により担当者が内容説明を実施し納付を促した。また、債務者が協会けんぽ加入事業所の勤務者である場合、勤務先事業所への文書督促を実施した。最終催告書送付(364件)を、内容証明および特定記録郵便にすることにより確実に債務者に届くようにし、現年度債権を対象とした早期回収を図った。また、法的手続きの実施にあたっては、費用対効果(債権額を上回らない)も考慮して選定した。<br/>保険者間調整に関しては、国保加入が判明した者については積極的に活用し、確実な回収を行った。また、文書催告を行う際に案内文書を同封したり、納付困難者に対しても積極的な案内を実施した。</p> |
| <p>7 ●積極的な債権管理・回収業務の推進<br/>交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。<br/>なお、傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても適正に請求する。</p> | <p>交通事故(第三者行為)が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社を相手にした求償となることから、早期に折衝を図り確実な債権の回収に努める。<br/>傷害事故や自転車事故等については、加害者を相手にした求償となるが適正に請求を行い債権の回収に努める。</p>  | <p>通年<br/>通年</p> | <p>交通事故が原因による損害賠償金債務や、傷害事故等加害者を相手とした求償に関して、全件適切な調定を立て回収に努めたが前年度を下回った。<br/>・平成29年度: 97.36%<br/>(H28年度: 99.61%)</p>  | <p>損害賠償金についても保険会社等に対し早期折衝を図り、早期回収に努めたが、29年度加害者直接請求の大きな案件が発生。一括納付困難のため、分納にした分などで昨年度を下回った。</p>  |
| <p>8 ●積極的な債権管理・回収業務の推進<br/>支部内での会議や研修会への参加等、様々な機会を通して債権回収にかかるスキルの向上を図る。</p>  | <p>本部主催で実施される債権担当者および求償担当者を対象とした研修会へ参加することで担当者に専門的な知識を習得させる。<br/>支部内においては、月1回の債権会議を実施することで、適切な進捗管理を行い債権の回収率を向上させていくための計画や体制作りの策定を行う。</p>   | <p>通年<br/>通年</p> | <p>本部主催で実施された債権担当者研修会(12月)および求償担当者研修会(2月)へ参加した。<br/>また支部内においては、月1回の債権会議を実施した。</p>  | <p>本部主催で実施される債権担当者および求償担当者を対象とした研修会へ参加し、担当者は専門的な知識を習得し業務スキルを向上させた。<br/>また、支部内においては、月1回の債権会議を実施し、適切な進捗管理を行った。会議では、債権の回収率を向上させていくための計画や体制作りの策定を行い、これを適切に実行していくことで、回収率を向上できた。</p>  |



保健グループ

保健事業 ○データに基づいた保健事業の推進

| 事業計画・数値目標   | 具体的実施項目   | 実施期間      |           | 実施結果   | 実施結果の分析改善  |
|---|---|-----------|-----------|--|--|
| <p>1 ●データに基づいた保健事業の推進<br/>健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析結果を活用して、事業所・加入者の特性や課題把握に努めるとともに、システムの機能を最大限活用し、効率的かつ効果的な保健事業を推進する。</p>  | <p>健診、保健指導結果やレセプトデータを活用し、健診の未受診事業所や特定保健指導を利用していない事業所が多い地域、業種等を把握するとともに、加入者の特性や課題把握に努め、効率的かつ効果的な保健事業を推進する。</p>   | <p>通年</p> | <p>通年</p> | <p>県総合健康センターの協力のもと、協会けんぽ独自の分析を実施。県の傾向と異なる疾病等が確認できた。また、LDLコレステロール180mg/dl以上かつ喫煙者等を独自に抽出し、項目別マップを作製した。</p>   | <p>協会のみと静岡県全体の傾向が一部異なることが判明したので、今後も協会独自の分析を進めていく。</p>  |
| <p>2 ●データヘルス計画の推進<br/>「データヘルス計画」については、第一期の最終年度であることから、これまでの各施策の進捗状況の確認及び結果の検証等、PDCAを十分に意識して実行し、目標の達成に努める。また、これまでの経過検証と各情報の分析結果を基に、より支部の実態に即した第二期「データヘルス計画」を策定する。</p> <p>LDLコレステロール値の全国平均<br/>男性124.87mg/dℓ<br/>女性124.76mg/dℓ<br/>(静岡支部)<br/>男性126.91mg/dℓ<br/>女性125.69mg/dℓ</p> | <p>「データヘルス計画」については、第一期の最終年度であることから、下位目標である次の各施策の進捗状況の確認及び結果の検証等、PDCAを十分に意識して実行し、目標の達成に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所へ健康宣言を促す。</li> <li>・LDLコレステロールの減少(特に東部地区)と事業所の禁煙体制の確立</li> <li>・重症化予防及び未受診者への受診勧奨</li> </ul> <p>また、これまでの経過検証と健診結果データ、レセプトデータの分析を基に、より支部の実態に即した第二期「データヘルス計画」を策定する。</p> | <p>通年</p> | <p>通年</p> | <p>第1期のデータヘルス計画である左記の目標は、すべて実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導訪問事業所には、健康宣言を促し、32件が健康宣言を実施した。また、宣言事業所の81事業所のうち26事業所が特定保健指導を実施した。</li> <li>・LDLコレステロールと受診勧奨に関しては、重症化予防対策の推進の欄を参照。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期データヘルスの上位目標は、脳卒中の年齢調整死亡率を下げる(2015年男性44.3 → 全国平均 37.8、女性23.2 → 全国平均 21.0)に変更し、そのために</li> <li>①特定健診・特定保健指導の推進</li> <li>②重症化予防対策</li> <li>③コラボヘルスを実施する。</li> </ul> |

保健グループ

保健事業 ○健診

| 事業計画・数値目標   | 具体的実施項目  | 実施期間             | 実施結果  | 実施結果の分析改善   |
|---|--|------------------|---|---|
| <p>●特定健康診査・事業者健診データの取得促進<br/>第二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定健診受診率の向上に最大限努力する。</p> <p>★特定健康診査受診率(目標):65%<br/>受診率の向上に向けて、健診機関との連携を強化し、健診の受診から保健指導を受けるまでの一貫した体制の強化と拡大を行い、加入者の利便性の向上を図る。</p> <p>さらに、健診が保健事業の起点であることを再認識し、事業所規模、業態等の特性による受診状況や受診履歴の分析を行い、効率的かつ効果的に取得できるセグメントを選定し、健診機関や関係団体等と連携し効果的にアプローチを行う。</p> <p>健診機関等の関係機関との連携については、地域の特性に合わせた動機づけを強化し、受診勧奨を強化、加速化する。</p> | <p>高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者に作成が義務付けられている「特定健診・特定保健指導実施計画」の第二期の最終年度であることから、協会が目標とした健診受診率65%の達成に向けて最大限努力する。</p> <p>【被保険者】40歳以上の受診対象者:381,271人<br/>○生活習慣病予防健診 : 実施率65.0%(実施見込者数:248,000人)<br/>○事業者健診データ : 取得率8.5%(取得見込者数:32,500人)</p> <p>【被扶養者】40歳以上の受診対象者数:106,623人<br/>○特定健康診査 : 実施率34.2%(実施見込者数:36,500人)</p> | <p>通年<br/>通年</p> | <p>【被保険者】対象者399,639人<br/>○生活習慣病予防健診:231,735件/58.0%<br/>○事業者健診:21,580件/5.4%<br/>【被扶養者】対象者106,377人<br/>○特定健診:26,900件/25.3%</p> <p>「健診から保健指導」の一連の体制を加入事業所1社に対しモデル的に、事業者健診時に受診者全員に対し健康相談及び特定保健指導の勧奨を実施した。</p> <p>当該事業所において昨年度特定保健指導実績0名であったが、今年度は27名(対象者79名)に特定保健指導を実施することができた。</p> | <p>○29年度目標数値にいずれの項目についても達成することはできなかった。30年度KPI達成に向けて事業を進めていく。</p> <p>○事業者検診データ提供から保健指導への連携を構築することができ、加入者への介入につながることができた。次年度以降も事業者健診データ提供事業所への介入、また、特定保健指導実施者数拡大に向けて実施する。</p> |

# 平成29年度 静岡支部 事業実施結果

## 保健グループ

### 保健事業 ○健診

| 事業計画・数値目標  | 具体的実施項目   | 実施期間                | 実施結果   | 実施結果の分析改善   |
|--|---|---------------------|--|---|
| <p>4</p> <p>●特定健康診査・事業者健診データの取得促進<br/>                     &lt;被保険者の健診受診率向上に向けた施策&gt;<br/>                     大規模事業所を中心とした受診状況の確認を行うとともに、未受診事業所には、これまでの外部委託による通知・架電中心の勧奨に加え、職員の訪問による勧奨を強化する。<br/>                     また、健康宣言などの事業所の健康づくりの入り口として健診を位置づけ、事業主の理解を深め、受診や事業者健診データの提供に結び付ける。</p> | <p>○生活習慣病予防健診受診率の向上のための施策<br/>                     大規模事業所及び新規加入事業所については、健診機関、委託業者、職員による受診勧奨(文書・電話・訪問)を積極的に実施する。また、小規模事業所に勤務する者で健診を受診していない者に対しては、土日を中心とした集団健診を企画し、被保険者の自宅へ受診勧奨(文書)を行い、受診率の向上を図る。<br/>                     ○事業者健診結果データの取得率の向上のための施策<br/>                     労働安全衛生法の定期健康診断を多く実施している健診機関との連携を強化し、事業主へ積極的な勧奨(労働局との連名を通知)を行い、取得率の向上を図る。</p> | <p>通年</p> <p>通年</p> | <p>○新規加入事業所へ生活申込書の送付による受診勧奨実施(3回/2,736事業所)<br/>                     小規模事業所への受診勧奨は土日に受診可能な環境を整え、生活予約状況も考慮し被保険者本人へ文書勧奨を実施。(勧奨:56,838人/受診可能日数67日間)<br/>                     ○定期健康診断実施健診機関と連携強化し、昨年を上回るデータ取得が実現した。<br/>                     委託業者による同意書取得(154件/14.8%)、データ化件数(1,028件/5.2%)<br/>                     社労士会との連携による勧奨及びデータ取得を実施した。</p> | <p>○新規加入事業所からの申込約17%あり、効果的な勧奨となった。次年度も継続する。<br/>                     ○小規模事業所加入者への個人勧奨からの受診者は1.5%であり、開催時期等を検討し、加入者への健診環境提供に努める。<br/>                     ○事業者健診結果データ取得は実施健診機関との連携が重要であり、引き続き連携を図る。<br/>                     外部委託によるデータ取得における同意書取得等勧奨を継続して実施する。</p> |
| <p>5</p> <p>●特定健康診査・事業者健診データの取得促進<br/>                     &lt;被扶養者の健診受診率向上に向けた施策&gt;<br/>                     地方自治体との連携・協定の具体的な事業として、市町村が行うがん検診との連携強化を徹底する。連携が図れない地域については、協会主催の集団健診や健診機関と連携した集団健診を実施するとともに、「オプション検診」や個人負担の検査項目の追加を提案するなど、加入者の特性やニーズに応え、受診者の増加を図る。</p>                       | <p>○特定健康診査受診率の向上のための施策<br/>                     加入者の特性やニーズに答えられるように、過去に実施した集団健診の実施結果等を分析し、次の集団健診を効果率的、効果的に実施し、受診率の向上を図る。<br/>                     ・がん検診と特定健診の同時実施による集団健診の実施(市区町との連携)<br/>                     ・オプション測定器付の集団健診の実施(協会主催)<br/>                     ・自己負担無料の集団健診の実施(協会主催)</p>   | <p>通年</p> <p>通年</p> | <p>・新規被扶養者に対し、毎月受診券を送付(19,481件)<br/>                     ・がん検診と特定健診同時実施(21市町/2,271人受診)<br/>                     ・オプション測定付集団健診の実施(65回/3,603人受診)<br/>                     ・自己負担無料集団健診(4回/1,467人)<br/>                     ダイレクトメール、申込方法の工夫、開催場所の工夫を実施。</p>   | <p>○がん検診と特定健診の同時実施可能市町を増やすようアプローチを推進する。<br/>                     ○協会主催の集団健診を引き続き実施、自己負担無料の集団健診の開催と合わせて受診環境の提供に努める。</p>  |

# 平成29年度 静岡支部 事業実施結果

## 保健グループ

### 保健事業 ○保健指導

| 事業計画・数値目標   | 具体的実施項目  | 実施期間                | 実施結果  | 実施結果の分析改善  |
|---|--|---------------------|---|--|
| <p>●特定保健指導の推進<br/>第二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定保健指導実施率の向上に最大限努力する。</p> <p>★特定保健指導実施率(目標):13.9%<br/>特定保健指導について、利用機会の拡大を図るため、健診当日または事業所訪問により特定保健指導を行うことが可能な外部機関への委託を積極的に促進するとともに、保健指導実施計画の進捗状況を管理する。<br/>被扶養者の特定保健指導については、集団健診実施時に特定保健指導の利用勧奨を図るとともに、被扶養者の利便性などに配慮し、集団健診と同じ会場で保健指導を受けられる体制を整備する。<br/>なお、健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、保健指導利用者の拡大を図り、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、効果的な保健指導を実施する。<br/>また、健診データの分析結果等を活用し、事業主、商工会や業種団体、市町村等と連携を進めて保健指導を推進する。</p> | <p>第二期「特定健診・特定保健指導実施計画」の最終年度であることから、協会が目標とした特定保健指導実施率13.9%の達成に向けて最大限努力する。</p> <p>【被保険者】40歳以上の対象者数 : 50,400人<br/>○特定保健指導実施率 : 14.5% (実施見込者数:7,308人)</p> <p>○被保険者の特定保健指導の実施率向上のための施策<br/>協会から、特定保健指導に該当する方がいる事業所へ積極的な勧奨(文書、電話、訪問)を実施するほか、健診当日に特定保健指導が実施できる健診機関においては、健診当日に特定保健指導を実施するように依頼し、実施者の増加を図る。<br/>また、これまでの健診結果データの分析や特定保健指導の効果を検証し、その結果に基づき事業主や商工会、業種団体に対し、特定保健指導の利用勧奨を実施する。</p> <p>【被扶養者】40歳以上の対象者数 : 2,555人<br/>○特定保健指導実施率 : 4.1% (実施見込者数:105人)</p> <p>○被扶養者の特定保健指導の実施率向上のための施策<br/>一部の集団健診会場において健康相談を全員に実施し、当日の測定結果等で特定保健指導に該当する可能性が高い者に対し勧奨を実施し、実施者の増加を図る。</p> | <p>通年</p> <p>通年</p> | <p>【被保険者】40歳以上の対象者数 : 46,317人<br/>○特定保健指導実施率 : 9.8% (実施者数:4,525人) 前年度比+377人</p> <p>健康宣言事業所のうち113事業所に対し、訪問勧奨を実施。うち26事業所が特定保健指導実施に結び付いた(23.0%)。すでに特定保健指導を受け入れている事業所と合わせると58事業所(51.3%)が特定保健指導実施。</p> <p>【被扶養者】40歳以上の対象者数 : 1,913人<br/>○特定保健指導実施率 : 1.8% (実施者数:34人)</p> | <p>○文書勧奨及び電話勧奨に関して抽出条件や電話勧奨時期をコントロールすることができなかった。次年度は、全県分の案内文送付、その後の電話勧奨のサイクルを実施できる体制を整える。</p> <p>健康宣言事業所のような健康意識の高い事業所に対し、訪問勧奨を実施することは非常に有意義であると考え、今後も継続していく。</p> <p>○被扶養者に対しては、集団健診会場において受診者全員に対し健康相談を実施し、当日の測定結果等で特定保健指導に該当する可能性が高い者に対し勧奨を実施した。年度後半の取り組みであったため、今年度の実施結果には反映できず、次年度に反映予定。取り組みは次年度も継続する。</p> |

# 平成29年度 静岡支部 事業実施結果

保健グループ

保健事業 ○重症化予防対策

| 事業計画・数値目標   | 具体的実施項目   | 実施期間      | 実施結果  | 実施結果の分析改善   |
|---|---|-----------|---|---|
| <p>●重症化予防対策の推進<br/>生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取組みを進める。また、糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐための取組みを行う。</p> | <p>○生活習慣病の重症化を防ぐため、血圧、血糖値で要治療域と判定されながら、健診受診後3か月を経過しても病院受診していない者に対し実施している本部からの受診勧奨に加え、その後も病院受診していない者へ、支部から二次勧奨を実施する。</p> <p>○静岡県、静岡市が実施する糖尿病性腎症重症化予防事業と連携し、次に該当する者に対し受診勧奨を実施する。<br/>・空腹時血糖値126mg/dl以上またはHbA1c6.5%以上かつ次の①もしくは②に該当する者へ受診勧奨(文書)を実施する。また、希望者には事業所訪問、電話相談、支部来所相談を実施する。<br/>①尿蛋白定性(+)以上<br/>②49歳以下では<br/>eGFR60ml/分/1.73m<sup>2</sup>未満<br/>50～69歳では<br/>eGFR50ml/分/1.73m<sup>2</sup>未満<br/>70歳以上では<br/>eGFR40ml/分/1.73m<sup>2</sup>未満</p> <p>○データヘルズ計画に基づく脳血管疾患の予防のため、東部地区に在住し、健診の結果より「脂質」、「LDL」、「コレステロール」で要治療と判定された喫煙者であり、健診受診後、病院受診していない者に対し受診勧奨及び禁煙勧奨を実施する。</p> <p>○静岡県との協定に基づく肝炎対策として、肝炎検査の結果、陽性となった者に対する受診勧奨(文書)を実施する。</p> | <p>通年</p> | <p>○二次勧奨を29年8月から実施。文書での受診勧奨を1,960人に対し実施。76名より回答があり、うち22名は二次勧奨実施後に受診した。回答者は28.9%、効果としては受診率1.1%であった。</p> <p>○静岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラムと連携した取り組みを実施。90人に文書勧奨、2人に面談勧奨を実施した。結果、14名の受診が確認できた。受診率15.6%であった。</p> <p>○「LDLコレステロール180mg/dl以上及び喫煙者」で下記に在住する者に対し、文書勧奨を実施。<br/>男性：静岡市駿河区、富士市、沼津市、函南町、東伊豆町、河津町<br/>女性：富士宮市、富士市、沼津市、東伊豆町、河津町、下田市<br/>対象者1,512人に送付した。結果50人より回答があり、うち15人が文書勧奨実施後に受診している。受診率1.0%。</p> <p>○肝炎対象者に対しては、委託健診機関から受診勧奨を実施。支部での対応はなし。</p> | <p>○二次勧奨については、対象者からの回答のみの受診確認であった。次年度はレセプト情報から定期的に受診確認を実施する。</p> <p>○糖尿病性腎症は、他の受診勧奨より、受診率が高く、効果的である。透析へ移行しないように、未受診者に対しては、再度文書勧奨や事業所訪問勧奨など実施していく方向で進めていく。</p> <p>○LDLコレステロール高値者に対しては、今後も受診勧奨を継続する。また、禁煙とLDLの関係を保健師等へ研修し、また禁煙を啓発するポスターを作成し、事業所等にも禁煙アプローチを実施する。</p> <p>○肝炎対策については、県の疾病対策課と連携し委託健診機関への周知を強化する。</p> |

保健グループ

保健事業 ○その他

| 事業計画・数値目標   | 具体的実施項目  | 実施期間 |    | 実施結果   | 実施結果の分析改善   |
|---|--|------|----|--|---|
| 8 ●事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組み(コラボヘルス)「データヘルス計画」による協働事業や「健康宣言」事業を活用して、保健事業の実効性を高め、事業主を支援することで、従業員の健康の維持・増進に最大限努める。                    | 健康宣言事業所への宣言後の取組み状況や課題等を聞き取り、健康宣言の目標が達成できるように必要な支援を実施する。  | 通年   | 通年 | 一部の事業所へ特定保健指導等で介入を実施した。その後の取組みを聴取しフォローを実施した。   | 次年度も可能な限りフォローを継続する。   |
| 9 ●各種業務の展開<br>地方自治体との連携については、覚書・協定の締結等に基づく、健康づくり事業を具現化するとともに、その事例を保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等を通じて、行政機関や他保険者と共有し、連携事業への啓発活動強化と連携事業の拡大を図る。 | 覚書・協定の締結に基づき、次の保健事業を連携して実施するとともに、その事例を保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等を通じて、行政機関や他保険者と共有し、連携事業への啓発活動強化と連携事業の拡大を図る。<br>・静岡県との健診結果の共同分析事業<br>・静岡県と連携した肝炎対策の重症化予防事業<br>・静岡県、静岡市と連携した糖尿病性腎症重症化予防事業<br>・特定健診とがん検診の同時実施 | 通年   | 通年 | ○静岡県との共同分析を実施。協会加入者と県データの比較し、地域によるアプローチを実施。<br>○静岡市在住の加入者に対し、静岡市のプログラムに沿って腎症重症化予防を実施<br>○掛川市において特定健診とがん検診の同時実施が実現した。 | ○静岡県との共同分析は継続する。<br>○糖尿病性腎症重症化予防事業を拡大する。<br>○伊東市とのがん検診同時実施を12月に開催予定。連携可能な市町を拡大する。 |